

日常生活用具の給付（屋内信号装置，情報受信装置，人工内耳用電池等）

作成日：2023/06/01

| 種目 | 対象者 | | 性能等 | 基準額 | 耐用年数 | |
|---------------------------|------|------------------------|-------|--|---|----------|
| | 等級 | 年齢 | | | | |
| 聴覚障害者用 屋内信号装置 | 聴覚 | 2級 | 18歳以上 | 呼び鈴や電話などの着信音，火災等を光や振動に変換し知覚できるもの（サウンドマスター，目覚まし時計，屋内信号灯を含む） | 87,400円 | 10年 |
| 聴覚障害者用 情報受信装置 | | 2・3級 | — | 字幕及び手話通訳付きの映像を合成したものをテレビ画面に出力する機能で，災害時には緊急信号を受信するもの | 88,900円 | 6年 |
| 聴覚障害者用 通信装置 (ファックス) | | 2・3級 | 6歳以上 | 一般の電話に接続可能で，音声の代わりに文字等により通信が可能な機器 | 71,000円 | 5年 |
| | 言語 | 3級 | | | | |
| 人工内 耳用 電池 | 空気電池 | 聴覚障害者・児で，人工内耳を装用しているもの | — | 人工内耳用体外部装置を動作させるための丸電池 ※充電電池との併用不可 | 2,500円 | — |
| | 充電電池 | | | 人工内耳用体外部装置を動作させるための充電電池 ※空気電池との併用不可 | 18,000円 | 3年 |
| 人工内耳用充電器 | | | | 人工内耳用充電電池を充電させるための装置 | 29,000円 | 3年 |
| 人工内耳用 体外部装置 | | | | 人工内耳を装用している聴覚障害者・児で，装用から5年以上経過し，保険適用のない買換を（医師意見書を添付）するもの | 装用する人工内耳に，音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので，聴覚障害者・児が容易に使用できるもの | 200,000円 |